

飯塚市企業局浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

飯塚市企業管理者 石 田 慎 二

飯塚市企業局告示第8号

飯塚市企業局浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

飯塚市企業局浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(令和3年飯塚市企業局告示第6号)の一部を次のように改正する。

飯塚市企業局浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(対象地域)</p> <p>第3条 この告示の対象となる地域は、公共下水道事業計画区域並びに<u>汚水処理施設</u>及び農業集落排水施設の処理区域以外の地域とする。</p> <p>(補助金額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、転換を行う場合において、既に設置された単独処理浄化槽若しくはくみ取便槽の処分又は配管設置工事が必要であるときは、次の各号に掲げる金額を限度として、当該処分及び工事に要する経費を前項の額に加算する。</p> <p>(1) 単独処理浄化槽の処分に要する費用 <u>150,000円</u></p> <p>(2) くみ取便槽の処分に要する費用 <u>120,000円</u></p> <p>(3) 単独処理浄化槽の転換に伴う配管設置工事に要する費用 <u>330,000円</u></p> <p>(4) くみ取便槽の転換に伴う配管設置工事に要する費用 <u>330,000円</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(対象地域)</p> <p>第3条 この告示の対象となる地域は、公共下水道事業計画区域並びに<u>コミュニティプラント</u>及び農業集落排水施設の処理区域以外の地域とする。</p> <p>(補助金額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、転換を行う場合において、既に設置された単独処理浄化槽若しくはくみ取便槽の処分又は配管設置工事が必要であるときは、次の各号に掲げる金額を限度として、当該処分及び工事に要する経費を前項の額に加算する。</p> <p>(1) 単独処理浄化槽の処分に要する費用 <u>120,000円</u></p> <p>(2) くみ取便槽の処分に要する費用 <u>90,000円</u></p> <p>(3) 単独処理浄化槽の転換に伴う配管設置工事に要する費用 <u>300,000円</u></p> <p>(4) くみ取便槽の転換に伴う配管設置工事に要する費用 <u>300,000円</u></p> <p>3 (略)</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。